

あなたの住まいと まちを守る 耐震化に向けて

令和8年度版

耐震改修促進計画に基づく支援事業のご案内



目次

■ 調布市の取り組み	P1～
------------	-----

■ 建築物等耐震化支援事業	P4～
---------------	-----

【木造住宅への助成】

耐震アドバイザーから耐震改修工事までの流れ	P4～5
木造住宅の助成制度等	P6～7
木造住宅の改修工事の例	P8～11

【分譲マンションへの助成】

耐震アドバイザー派遣から耐震改修工事までの流れ	P12～13
分譲マンションの助成制度等	P14～15
分譲マンションの改修工法の紹介	P16～17

【緊急輸送道路沿道建築物への助成】

緊急輸送道路の沿道建築物への助成	P18
特定緊急輸送道路の沿道建築物への助成	P19～21
一般緊急輸送道路の沿道建築物への助成	P22～24

■ 液状化対策等	P25～
----------	------

液状化対策	P25
-------------	-----

■ 家具類の転倒・落下・移動防止対策	P26～
--------------------	------

家具転倒防止器具等の取付け	P26
高齢者向け家具転倒防止器具等の取付け	P27

■ その他、地震に備えた安全対策	P28～
------------------	------

擁壁・がけの安全化に対する支援	P28～33
ブロック塀の安全化に対する支援	P34
生垣に対する支援	P35

■ 防災対策に対する備え	P36～
--------------	------

新たな防災気象情報について	P36
家の安全対策	P37

■ 問合せ一覧表	P38
----------	-----

調布市の取り組み

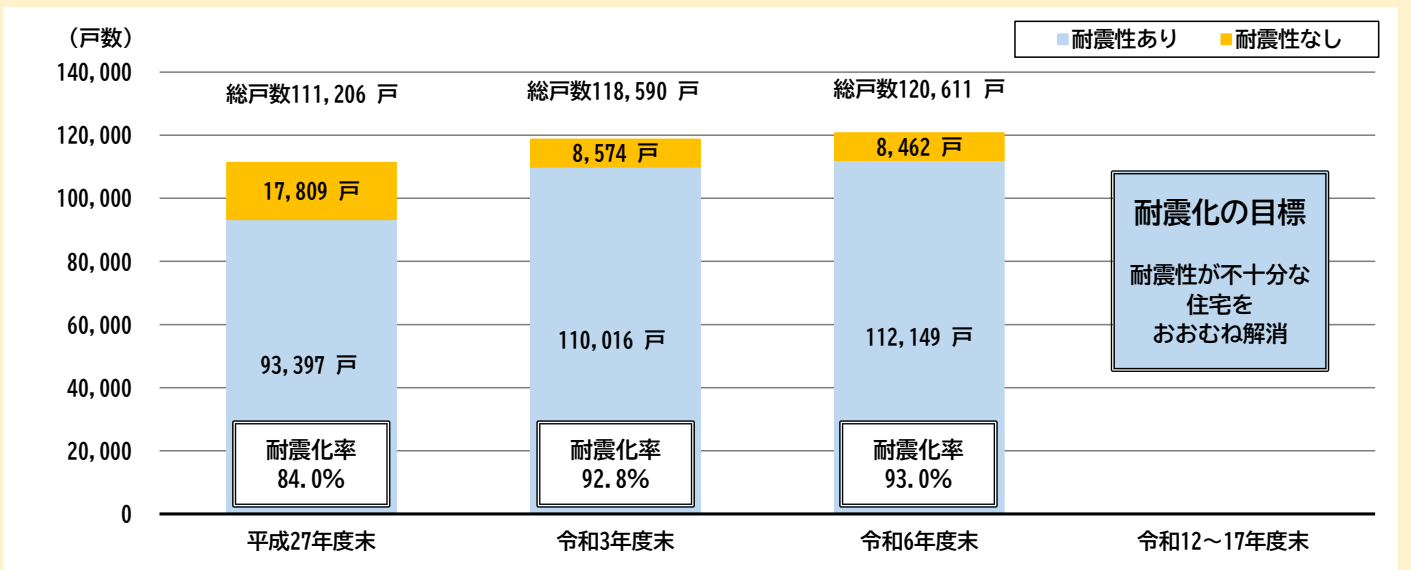
調布市は、地震による市民の生命および財産への被害を最小限にとどめる減災社会の実現を目指し、住宅・建築物の耐震化に取り組んでいます。

※調布市耐震改修促進計画は、以下の調布市のホームページで公開しています。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080080/p051101.html>



調布市の住宅の耐震化率と目標



※住宅・土地統計調査等による推計値

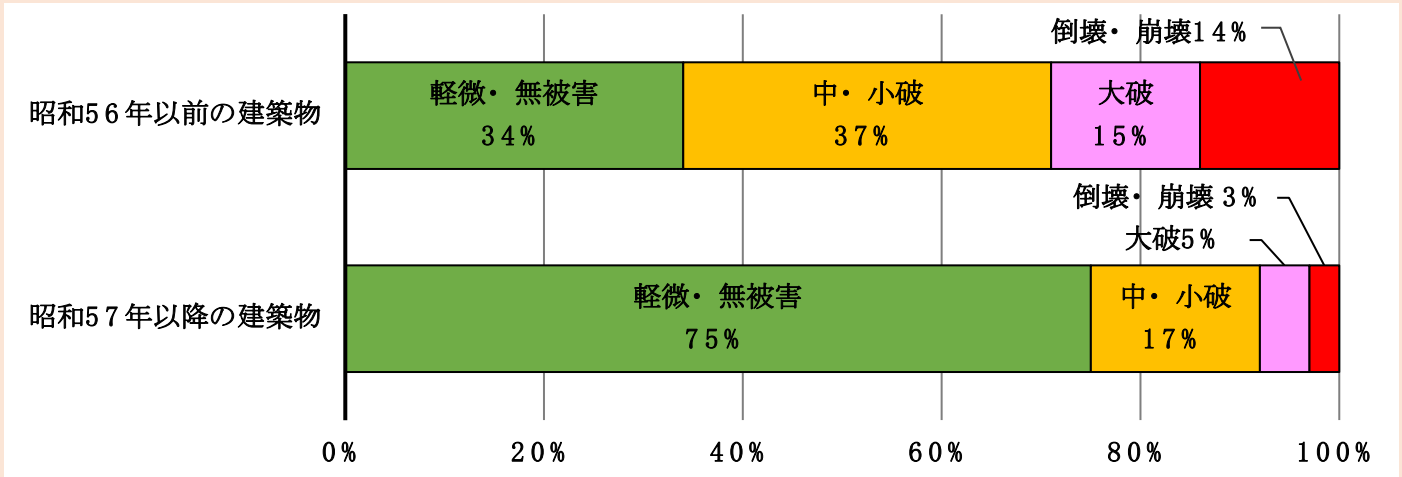
調布市の支援事業 年度別実績件数

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
木造住宅																				
耐震アドバイザー派遣	-	-	-	-	-	-	-	-	2	31	42	32	53	47	45	28	15	42	61	398
耐震診断	15	12	19	8	12	57	49	20	11	19	35	18	16	12	20	8	8	16	37	392
耐震改修等	-	-	-	3	1	5	9	7	4	4	6	6	4	16	10	11	2	7	33	128
分譲マンション																				
耐震アドバイザー派遣	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	6	5	0	1	0	1	6	23
耐震診断	-	-	0	0	0	0	2	2	0	1	2	0	0	2	4	0	1	1	2	17
補強設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
耐震改修等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	11	0	1	0	13
組構造の塀																				
ブロック塀撤去	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	18	14	-	-	0	12	63
擁壁・がけ等																				
擁壁等コンサルタント派遣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	9
土砂災害警戒区域等 アドバイザー派遣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
擁壁築造工事費助成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
土砂災害対策工事費助成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
その他																				
家具転倒防止器具等取付	36	17	12	8	4	14	17	5	8	12	10	5	8	1	4	7	7	8	10	193
家具転倒防止器具等助成	-	-	-	321	297	403	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,021
長期優良住宅認定件数	-	-	-	42	93	144	235	170	167	150	123	102	147	112	105	1,064	163	152	197	3,166
（うち一戸建住宅）	-	-	-	41	93	142	189	170	165	149	122	102	146	112	103	164	161	149	191	2,199
（うち共同住宅等）	-	-	-	1	0	2	46	0	2	1	1	0	1	0	2	900	2	3	6	967
耐震シルター設置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	3
生垣等設置	10	7	9	7	9	6	11	3	8	3	3	3	1	6	3	3	1	0	1	94

「いつ起きてもおかしくない」首都直下地震

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）での大規模な地震被害では、死者の約9割が住宅・建築物の倒壊によるものでした。

昭和56（1981）年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が強化されました。都市型地震である阪神・淡路大震災における建物被害では、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建物は、新耐震基準の建物に比べて耐震性が不十分なものが多く、多くの建物で被害が見られました。



※「阪神・淡路大震災等に係る被害」（国土交通省）より

首都直下地震による調布市の被害想定

東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、首都直下地震による死者数や建物被害数などの被害を想定しています。

調布市では、首都直下地震のうち、多摩東部直下地震が最も大きな被害をもたらすと想定されています。

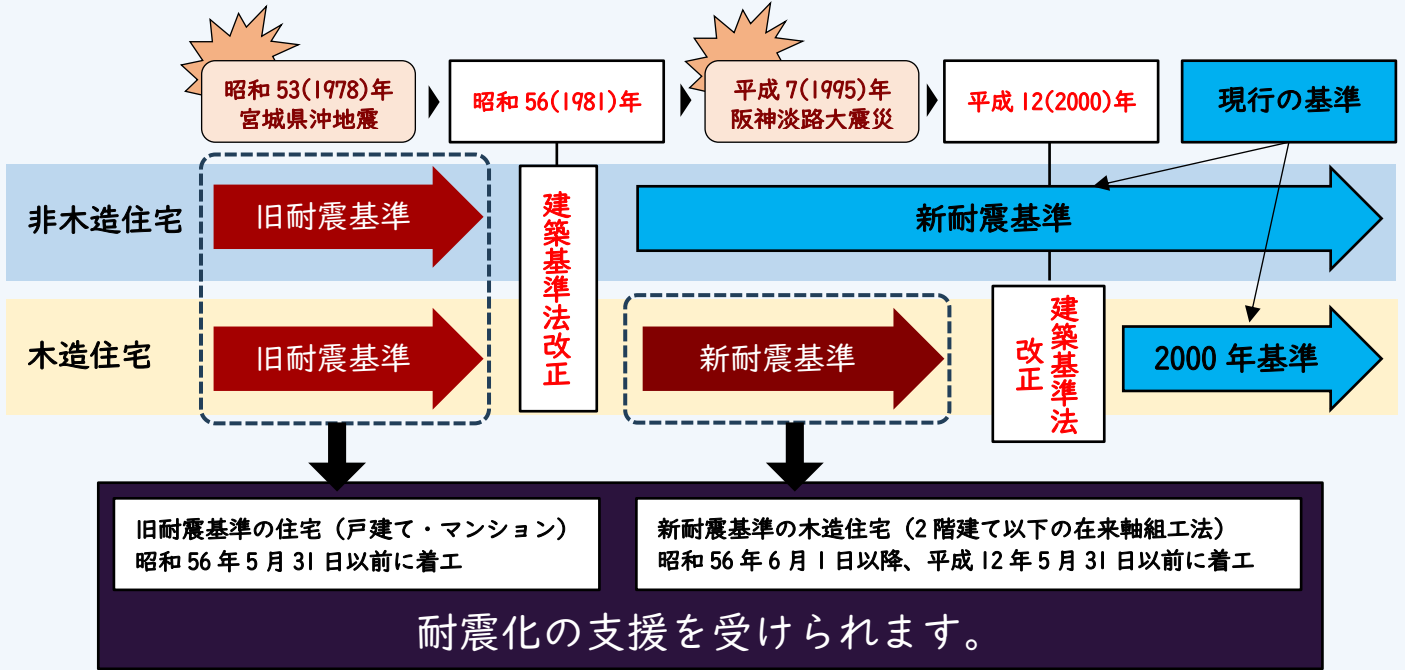
調布市の都心南部直下地震・多摩東部直下地震による被害（冬・夕方 風速8 m/s）

		都心南部直下地震(M7.3)		多摩東部直下地震(M7.3)		
		東京都	調布市	東京都	調布市	
人的被害	要因別	死者	6,148	49	4,986	55
		揺れ・建物被害等	3,209	22	2,593	23
		火災	2,482	21	1,918	23
		その他	457	6	475	9
	要因別	負傷者(うち重傷者)	93,435(13,829)	888(125)	81,609(11,441)	991(143)
		揺れ・建物被害等	69,547	652	60,608	686
		火災	9,947	57	7,269	68
		その他	13,941	179	13,732	618
建物被害	要因別	全焼・焼失棟数	118,734	1,044	94,425	1,160
		揺れ・液状化等	82,199	612	70,108	675
		火災	623	9	599	10

※「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議，令和4年5月公表）より

今後予想される巨大地震等のリスクへの対応のため、ご自宅の耐震基準を確認しましょう

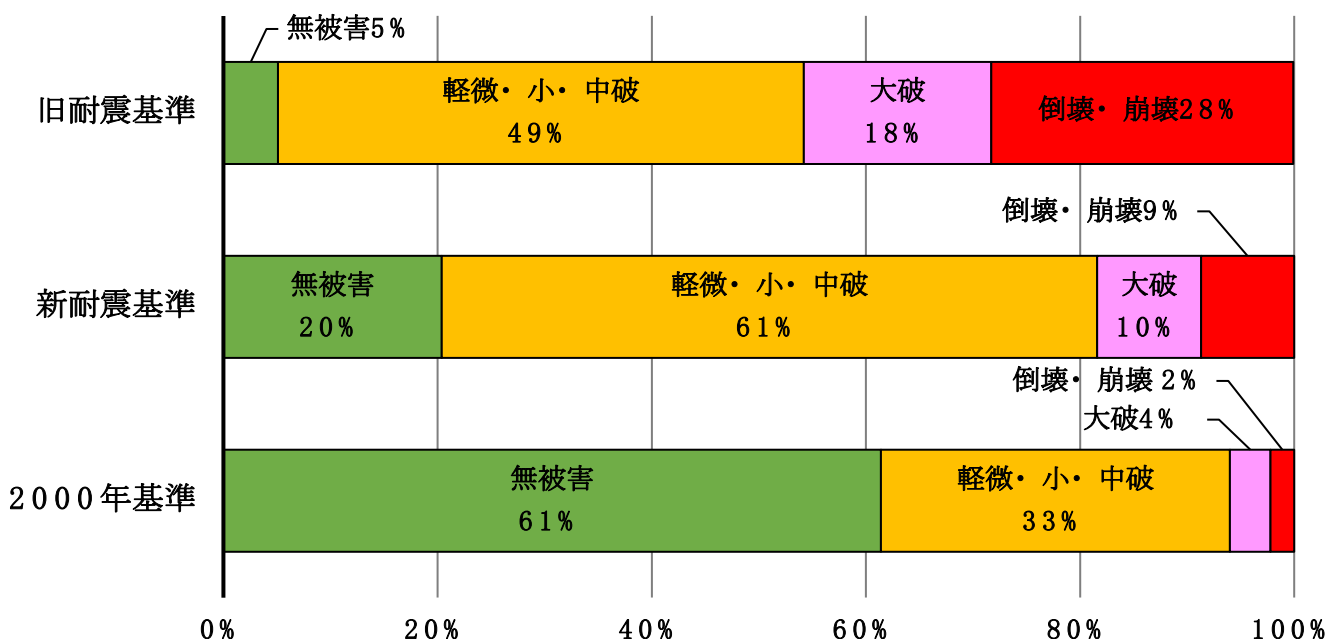
新耐震基準の見直し以前に建てられた住宅は、大地震による被害を受ける可能性が高いため、耐震化に取り組む必要があります。



耐震改修・建替えにより被害を軽減しましょう

平成 28 年熊本地震では、旧耐震基準の木造建築物の被害に加え、平成 12 年（2000 年）以前に建てられた新耐震基準の木造建築物の一部においても倒壊による被害が見られました。

木造建築物の建築時期別の被害状況（益城町中心部における悉皆調査）



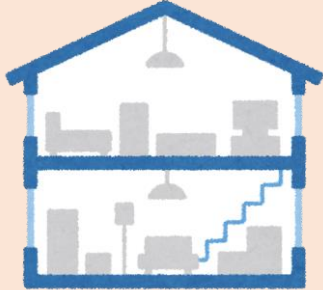
※「平成 28 年 9 月 熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書」より

■建築物等耐震化支援事業 耐震アドバイザー派遣から

木造住宅

準備・検討
～まずは知ることから～

詳細調査
～耐震化を検討し



まずは、市へご相談を！

安全・安心で災害に強い良質な住環境づくりを推進するため、耐震改修などの各種工事に対する補助や、住宅に関する各種相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

ご連絡先：調布市都市整備部 住宅課
TEL：042（481）7545

専門家に相談してみましよう！

【耐震アドバイザー派遣（無料）】

申請期限
令和8年12月

アドバイザー派遣では**無料で簡易耐震診断**を受けられます。

簡易耐震診断は、住宅のどのようなところに、地震に対する強さや弱さのポイントがあるのかを建築士と一緒に確認できます。

自宅の耐震性の有無を判定するものではありませんので、耐震性の有無をお調べになりたい方は、精密な耐震診断を行う「木造住宅耐震診断助成事業」を利用してください。



精密な耐震診断を の有無を調べまし

【木造住宅耐震診断助
専門家により住宅の詳細な調
しているかどうかを判断しま

耐震診断に要する
費用の一部を助成します。
(上限額 **15万円**)

市への申し込みが必要です。詳しく

<https://www.city.chofu.lg.jp/080>



市への申し込みが必要です。詳しくは市のHPをご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045012.html>



※ | 対象住宅当たり | 回利用できます。

ご自身でも、簡単な診断ができます。

【誰でもできるわが家の耐震診断】

一般財団法人日本建築防災協会が、一般の住宅の所有者、居住者が簡単に扱える診断法として作成したものです。ご自身で、簡単な設問に答えることで家の耐震性をチェックできます。



「誰でもできるわが家の耐震診断」インターネット版

https://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/



耐震改修工事までの流れ

・検討
てみましょう～

耐震改修工事等
～耐震化を実施しましょう～

完了



耐震改修工事・建替えを支援して
います！

申請期限
令和8年12月

【木造住宅耐震化助成】

耐震性を確保するために行う耐震改修工事、耐震性が不足して
いる住宅の建替えの費用を助成します。

※耐震診断を実施し、耐震性が不足していることが確認されて
いることなどの条件があります。

耐震改修工事・建替えに要する
費用の一部を助成します。
(上限額 80 万円)



市への申し込みが必要です。詳しくは市の HP をご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045012.html>



実施して耐震性
よう！
成】

申請期限
令和8年12月

査を行い、必要な耐震性を有
す。



は市の HP をご確認ください。

[0020/p045012.html](https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045012.html)



障害者等世帯への支援について

木造住宅の耐震改修工事において、障害者等が居住する住宅
を対象とした「障害者加算」を創設しました。

耐震改修工事・建替えに要する
費用の一部を加算助成します。
(上限額 100 万円(加算 20 万円))



耐震シェルター・耐震ベッド設置への助成を行っています！

【耐震シェルター設置助成】

地震発生時の住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的として、
市内の耐震性が十分でない木造住宅の1階に耐震シェルターを設置
するための費用の一部を助成します。

耐震シェルター設置
に要する費用を助成
(上限 30 万円)
(一般世帯は 15 万円)



調布市木造住宅耐震化促進事業

市では、地震発生時における市民の財産と生命を守るために、既存の木造住宅の所有者に対して、耐震アドバイザー派遣、耐震診断及び耐震改修などの住宅の耐震化に向けた様々な支援を行っています。

■対象住宅

市内にある一戸建て又は長屋^{※1}の木造住宅^{※2}のうち、次のいずれかに該当する住宅

- ① 昭和56（1981）年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅
- ② 昭和56（1981）年6月1日から平成12（2000）年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は二階建ての在来軸組工法の住宅

※1：賃貸住宅又は賃貸住宅部分を含むものを除く

※2：事務所・店舗等併用住宅については、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しているものに限る

■対象者

次の要件のいずれにも該当する方

- ① 対象住宅の所有者
- ② 納期の経過した市税を完納している方

耐震アドバイザー派遣（無料）

アドバイザー派遣では、耐震に係る専門家（建築士）を派遣し無料で簡易耐震診断を行います。市が依頼した建築士が2回対象住宅を訪問します。

1回目：簡易耐震診断を実施（目視及び計測など）します。

2回目：簡易耐震診断結果を説明し、耐震化に係るアドバイスなどを行います。

耐震診断（費用の一部助成）

■要件

- ・ 交付決定日の属する年度の3月10日までに実績報告の手続きを完了すること
- ・ 市の他の補助制度等による補助を受けていないこと
- ・ 次のいずれかの団体に属する実施機関で行う耐震診断であること
 - ① 一般社団法人東京都建築士事務所協会の会員
 - ② 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録されている者

■助成金額

- ・ 次のいずれかの低い額（1,000円未満切り捨て）
 - ① 実支出費の3分の2
 - ② 上限額：15万円

耐震改修工事（費用の一部助成）

■要件

- ・ 交付決定日の属する年度の3月10日までに実績報告の手続きを完了すること
- ・ 市の他の補助制度等による補助を受けていないこと
- ・ 本制度による耐震診断の結果、Iw値が1.0未満相当であること
- ・ 耐震改修を実施した後、耐震性が確保される※ように計画されたものであること

※Iw値1.0以上相当

■助成金額

- ・ 次のいずれかの低い額（1,000円未満切り捨て）
 - ① 実支出費の2分の1
 - ② 上限額：80万円

障害者等世帯へ加算

■要件

- ・ 障害者等が居住する住宅（身体障害者手帳、東京都愛の手帳又は精神障害福祉保健手帳の交付、要介護認定又は要支援認定を受けている方）

■加算金額

- ・ 次のいずれかの低い額（1,000円未満切り捨て）
 - ① 実支出費の4分の1
 - ② 上限額：20万円

建替え（費用の一部助成）

■要件

- ・ 交付決定日の属する年度の3月10日までに解体工事を完了し、新築予定建物※の建築確認済証を取得すること。※申請者が居住予定の住宅であること
- ・ 市の他の補助制度等による補助を受けていないこと
- ・ 対象住宅のうち、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの
- ・ 耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたもの
- ・ 耐震改修を実施していないこと

■助成金額

- ・ 次のいずれかの低い額（1,000円未満切り捨て）
 - ① 建物解体工事における実支出費の23%
 - ② 上限額：80万円

耐震改修にはどんな方法があるの？

主に「壁」「接合部」「屋根」「基礎」の4箇所の部位の耐震改修があります。

壁を強くする

筋かいや構造用合板で補強された壁を増やしましょう。また、壁の量を東西南北につり合いよく配置することも大切です。

家を軽くする

屋根や外壁を軽くすることで、建物に作用する地震の力が減るので、大地震時に壊れにくくなります。

接合部を強くする

土台・柱・筋かい・はりなどの接合部は、専用の金物などを使って、それぞれの部材が一体となるよう緊結しましょう。

基礎を強くする

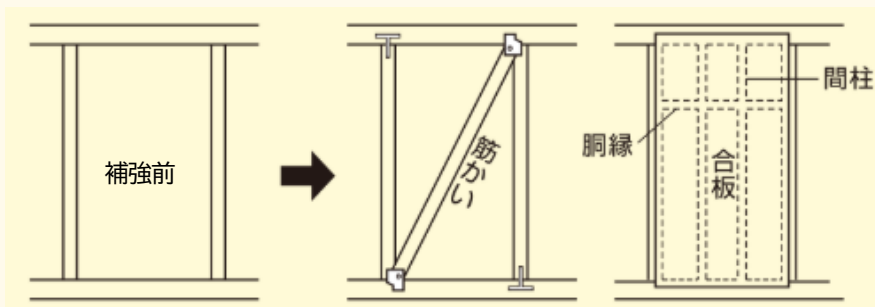
基礎にひび割れがある場合は、原因を除去した上で補強しましょう。



(出典) 今こそ考えたい耐震診断・耐震改修 (国土交通省)

壁を強くする

筋かいを入れたり、構造用合板を張ることで強い壁を増やします

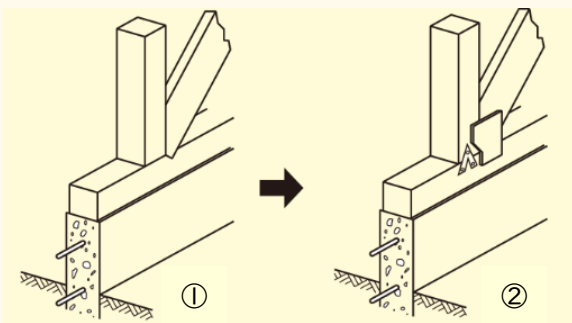


- 昭和56(1981)年以前の建築基準法では、現在より壁の量が少ない基準となっています。
- そこで、壁を補強するためには、筋かいを入れたり、構造用合板を柱、土台、はり・胴差、間柱・胴縁に十分にくぎ打ちすることで耐震性を高めることができます。

(出典) 誰でもできるわが家の耐震診断 (一般財団法人日本建築防災協会)

接合部を強くする

部材の接合を金物等により堅固にします



- ほぞ差しや胴付け、またはくぎ止めだけの接合部は、抜けたり、はずれたりします。①
- 柱と土台は金物等で結びつけ、筋かいと柱(または土台、はり)は、十分にくぎまたは専用の金物で止めつけます。②

(出典) 誰でもできるわが家の耐震診断／おしえて！地震に強い住まいづくり (一般財団法人日本建築防災協会)

屋根を軽くする

軽い屋根材にすることで、家にかかる負荷を小さくします



補強前：瓦葺の重い屋根



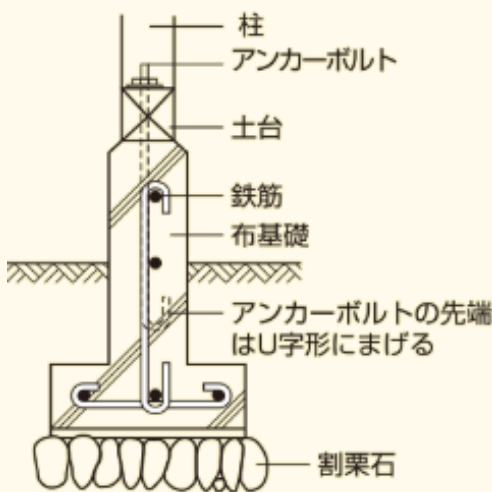
補強後：
化粧スレート葺の軽い屋根に改修

(出典) 木造住宅の耐震リフォーム事例集 (静岡県)

- 瓦などの重い屋根の場合、軽い屋根材に葺き替えることで、建物に作用する地震の力（水平力）を減らすことができます。
- 一般的には工事規模や範囲が大きく、工事費も高額になるため、壁の補修や葺き替え、外観デザインの見直しなどとあわせて行うと効率的です。

基礎を強くする

コンクリートの増し打ちやアンカーボルトで基礎を補強します



- 既存の基礎が弱い場合にはコンクリートを増し打ちして、基礎を強くし、上に載る壁や筋かいの力を支えます。
- 古い木造住宅の場合、基礎に鉄筋が入っていないものが見受けられます。そこで、鉄筋コンクリート造の布基礎に替えることで、割れたり崩れたりしないように補強します。

(出典) 誰でもできるわが家の耐震診断／おしえて！地震に強い住まいづくり (一般財団法人日本建築防災協会)

耐震シェルター・耐震ベッドの設置

耐震改修ができない場合には耐震シェルターや耐震ベッドの設置を考えましょう



- 耐震改修・補強を行う方法は、住宅の地震対策は耐震改修が最も効果的ですが、経済的な理由などにより、耐震改修ができない場合には、家屋が倒壊しても一定の空間を確保する装置として「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置があります。これらの装置は、既存の住宅内に設置することで、地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ることができます。
- メリットとしては、居住しながらの工事ができることや、耐震改修工事に比べて短期間・低コストでの設置が可能なことです。

調布市における耐震シェルター設置助成についてはPIIを参照してください。

【事例】筋かいと構造用合板による壁を強くする耐震改修

壁の中に「筋交い」や「構造用合板」を設置することで壁を強くし、耐震性を向上させることができます。



筋かいによる補強
耐震補強の基本は、新たに筋かいを増やし、耐力壁を増やすことです。



構造用合板による補強
筋かいと構造用合板で補強した箇所です。筋かいだけの補強よりも強い耐力壁にすることができます。



建築年	昭和 50 年（1975 年）
階 数	2 階建（延面積：約 175 m ² 1 階：約 125 m ² / 2 階：約 50 m ² ）
耐震補強概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 筋かいと構造用合板による補強を行った。 ○ 建物のねじれを防止するためバランスよく補強、併せて、基礎や床組みの補修も行なっている。

調布市耐震シェルター設置助成

制度について

地震発生時の住宅の倒壊から市民の生命を守ることを目的として、市内の耐震性が十分でない木造住宅の1階に耐震シェルターを設置するための費用の一部を助成します。

■要件

- ・ 交付決定日の属する年度の3月10日までに実績報告の手続きを完了すること
- ・ 居住している住宅又は併用住宅
- ・ 市の他の補助制度等による補助を受けていないこと

■助成金額

- ・ 次のいずれかの低い額（1,000円未満切り捨て）

① 補助対象工事費

② 障害者又は高齢者が居住する住宅 上限額：30万円

障害者：身体障害者手帳、東京都愛の手帳、精神障害福祉保健手帳の交付、要介護認定 又は要支援認定を受けている方

高齢者：65歳以上の方がいて、世帯年間所得額が200万円以下の世帯
上記以外の対象住宅 上限額：15万円

No.1 木造軸組耐震シェルター 部屋型シェルター

「剛建」



装置の概要
国産材を使用し、環境にも身体にもやさしく、本体は軽く、家への負担が少ない木造軸組で造り、重落下物を考慮し一部鋼材・接合部は特殊耐震金物を使用し、倒壊から命を守る。

事例の概要
① 46万円(設置費込み・税別)
② 地震による住宅の倒壊の想定荷重での水平方向加圧・鉛直方向の衝撃・落下の実大実験で性能確認。
③ ベッド2台入れても余裕の広さ。採光と倒壊を考慮し、両方を出入り口にし、一方はバリアフリー。

利用者の声
バリアフリーであること、シェルターであっても解放感があり、倒壊したときに火災が発生しても、出入り口が四方にあり安心しています。

有限会社 富田精工
TEL 0587-37-1569 FAX 0587-37-6341
E-mail: miyata@taisihin-shelter.co.jp
HP: http://taisihin-shelter.co.jp/

No.4 木質耐震シェルター70K 部屋型シェルター



装置の概要
木質ラーメン構法（SE構法）の技術を用いた耐震シェルター。「家の中につくる避難場所」をコンセプトに開発。実大の構造実験と解析により、安全性を検証しています。

事例の概要
① 設置費用 55万円～4.5畳（税別・設置費用別途）6畳・8畳タイプもご用意しています。
② 耐重量 耐荷重 上からの荷重 29.7トン 耐衝撃 横からの荷重 6.9トン
③ 事例概要 築70年の木造住宅でリフォーム工事と同時にシェルターを設置。組立は搬入から半日程度。

利用者の声
シェルターの仕組みをそのまま見せる事で、和室住宅にも違和感なく設置ができました。建物の使い勝手も損なわず、安心な暮らしを手に入れる事ができて満足しています。

一般社団法人 耐震住宅100%実行委員会
TEL 03-6872-5790
E-mail: info@taisihin100.com
HP: https://www.taisihin100.or.jp/
株式会社 エヌ・シー・エヌ（製品開発）
TEL 03-6872-5601

No.2 耐震シェルター 部屋型シェルター

耐震和空間



装置の概要
安心・安全な空間と心落ち着く和空間が一つに。鋼鉄製フレームを木材とクロスで装飾し、強度の鋼材と美観の木材としてのハイブリット製品です。

事例の概要
① 56.5万円（税別）組立工事費 10万円（税別）※床補強別途
② 真上から 10t
③ 鋼鉄製フレームの確かな強度と安心・安全な空間と心落ち着く和空間が一つ。

利用者の声
部屋の雰囲気を変えず、安全空間ができて安心しています。設置時間も短時間で驚きました。

株式会社ニッケン鋼業 静岡事業所
TEL 0544-58-8336 FAX 0544-58-8337
E-mail: info@ns-kougyo.co.jp
HP: http://ns4kougyo.co.jp/

No.1 防災ベッド BB-002 ベッド型シェルター



装置の概要
地震で木造住宅が倒壊しても、鋼鉄製フレームにより、安全な空間を確保し命を守る。設置工事が約2時間、お部屋を改修する事無く設置が出来ます。

事例の概要
① 本体価格 25万円（税別）組立工事費 5.5万円（税別）※オプション有り
② 真上方向の耐力10t
45度上方向の耐力6t
③ アーチ型の鋼鉄製フレームが、家屋の倒壊から安心・安全な空間を確保する。

利用者の声
防災ベッドを設置してから安心して眠れるようになりました。設置時間も短時間で驚きました。

株式会社ニッケン鋼業 静岡事業所 商品営業部
TEL 0544-58-8336 FAX 0544-58-8337
E-mail: info@ns-kougyo.co.jp
HP: http://www.ns4kougyo.co.jp/

市への申し込みが必要です。詳しくは市のHPをご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045045.html>



準備・検討
～まずは知ることから～

調査・検討
～耐震化を検討してみ

専門家に相談してみましよう！

【耐震アドバイザーの派遣（無料）】



市が依頼した NPO 法人耐震総合安全機構 (JASO) の専門家を派遣します。分譲マンションの管理組合等に対し、耐震化に向けた区分所有者の合意形成を円滑にするためのアドバイスや、耐震診断・耐震改修に向けた技術的なアドバイスを行います

無料でアドバイスが受けられますので、是非ご活用ください。

※利用可能回数は通算3回までとなります。

市への申し込みが必要です。詳しくは市の HP をご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045009.html>



耐震診断を踏まえ 【補強設計への助成】

耐震診断の結果に基づいて、耐

耐震補強設計に要する
費用の一部を助成します。
(上限額 **200 万円**)

市への申し込みが必要です。詳しく

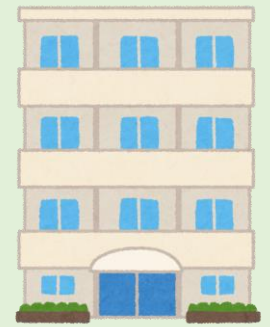
<https://www.city.chofu.lg.jp/0800>

精密な耐震診断費の一部を助成

【耐震診断への助成】

詳細な調査を行い建物の耐震性を確認して評定を取得するものに費用の一部を助成します。

耐震診断に要する
費用の一部を助成します。
(上限額 **100 万円**)



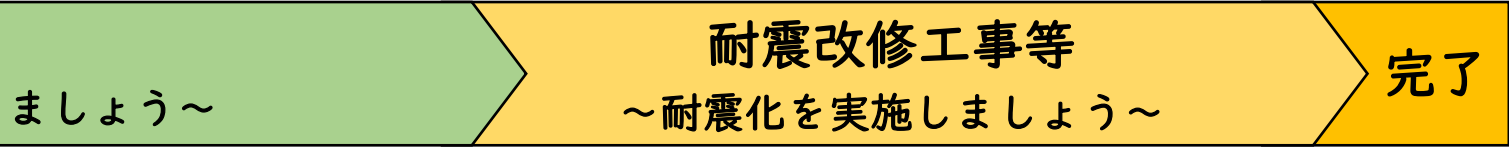
申請期限
令和8年12月

市への申し込みが必要です。詳しくは市の HP をご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045009.html>



耐震改修工事までの流れ



補強設計しましょう！

申請期限
令和8年12月

震補強設計費の一部を助成します。

は市のHPをご確認ください。

20/p045009.html

工事に伴う工事監理に助成します

【工事監理への助成】

申請期限
令和8年12月

耐震改修、建替え又は除却に対する工事監理の一部を助成します。

工事監理に要する費用の一部を助成します。
(上限額 200 万円)

市への申し込みが必要です。詳しくは市のHPをご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045009.html>



耐震改修工事・建替え・除却を支援しています！

申請期限
令和8年12月

【耐震改修・建替え・除却への助成】

分譲マンションの管理組合等に対して、補強設計及び耐震改修などの耐震化に向けた支援を行っています。

耐震改修・建替え・除却工事に要する費用の一部を助成します。
(上限額 2,000 万円)

市への申し込みが必要です。詳しくは市のHPをご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045009.html>



耐震アドバイザー派遣（無料）

次の要件のいずれにも該当する市内に存する分譲マンション

- 1 2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）
- 2 昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく建築確認を受けて、工事に着手したもの
- 3 階数が3以上（地階を除く）のもの
- 4 耐火建築物又は準耐火建築物
- 5 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの
- 6 緊急輸送道路に係る沿道建築物に該当しないもの

耐震診断（費用の一部助成）

■要件

耐震診断に係る評定を取得するもの

■助成金額

次のいずれかの最も低い額（1,000円未満の端数切り捨て）

- 1 耐震診断事業の実施に要する実支出額
- 2 助成対象限度額：次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。
 - (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分 …………… 3,670円/㎡
 - (2) 延べ面積1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分 …………… 1,570円/㎡
 - (3) 延べ面積2,000㎡を超える部分 …………… 1,050円/㎡
- 3 上限額：100万円

補強設計（費用の一部助成）

■要件

- 1 （本制度による）耐震診断の結果、耐震性が十分でないと認められたものであること
- 2 耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（Is値0.6以上相当）よう計画するものであること
- 3 耐震改修計画（補強設計）に係る評定を取得するもの

■助成金額

次のいずれかの最も低い額（1,000円未満の端数切り捨て）

- 1 補強設計事業の実施に要する実支出額
- 2 助成対象限度額（延べ面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額）
- 3 上限額：200万円

耐震改修工事（費用の一部助成）

■要件

- 1 （本制度による）耐震診断の結果、耐震性が十分でない認められたものであること
- 2 耐震診断を実施した結果、耐震性が確保される（ I_s 値 0.6 以上相当）よう計画されたものであること
- 3 （本制度による）建替え又は除却を実施していないこと

■助成金額

次のいずれかの最も低い額（1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）

- 1 延べ面積が 1,000 m^2 以上のマンション
 - (1) 対象事業の実施に要する実支出額と助成対象限度額のうち低い額 \times 3 分の 1
 - (2) 上限額：2,000 万円
- 2 延べ面積が 1,000 m^2 未満のマンション
 - (1) 対象事業の実施に要する実支出額と助成対象限度額のうち低い額 \times 23%
 - (2) 上限額：2,000 万円
- 3 延べ面積が 1,000 m^2 以上、かつ、 I_s 値 0.3 未満相当のマンション
 - (1) 対象事業の実施に要する実支出額と助成対象限度額のうち低い額 \times 3 分の 1
 - (2) 上限額：2,000 万円

建替え（費用の一部助成）

■要件

- 1 （本制度による）耐震診断の結果、耐震性が十分でない認められたものであること
- 2 （本制度による）耐震改修又は除却を実施していないこと
- 3 建替え後の建物が、建築物省エネ法に基づく省エネ基準に適合すること

■助成金額

耐震改修工事の助成金額と同様

除却（費用の一部助成）

■要件

- 1 （本制度による）耐震診断の結果、耐震性が十分でない認められたものであること
- 2 （本制度による）耐震改修又は建替えを実施していないこと

■助成金額

耐震改修工事の助成金額と同様

工事監理

■要件

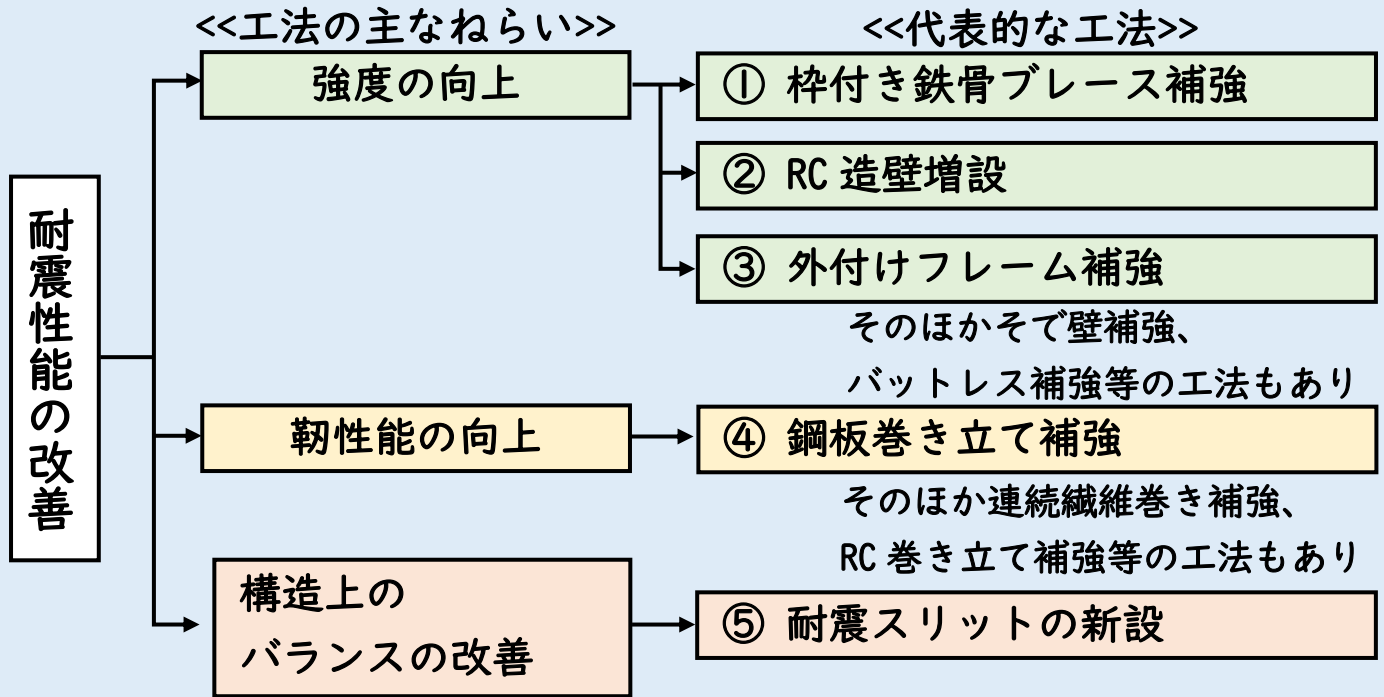
（本制度による）耐震改修、建替え又は除却に対する工事監理であること

■助成金額

次のいずれかの最も低い額（1,000 円未満の端数切り捨て）

- 1 工事監理に要する実支出額
- 2 助成対象限度額（延べ面積に 1 m^2 当たり 2,000 円を乗じて得た額）
- 3 上限額：200 万円

分譲マンションの改修工法の紹介



① 枠付き鉄骨ブレース補強

工法概要	既存建物の柱・梁フレーム内に枠付き鉄骨ブレースを挿入する	
工法のねらい	強度の向上	
工事箇所	耐震壁のない箇所	
工法概要イメージ図	施工事例	
	<<施工中>>	<<施工後>>

② RC 造壁増設

工法概要	既存建物の柱・梁フレーム内に RC 造壁（鉄筋コンクリート造壁）を新設する	
工法のねらい	強度の向上、構造上のバランスの改善	
工事箇所	耐震壁のない箇所	
工法概要イメージ図	施工事例	
	<<施工中>>	<<施工後>>

③ 外付けフレーム補強

工法概要	既存建物の柱・梁フレームの外側に新たにフレームを設ける	
工法のねらい	強度の向上	
工事箇所	既存建物外側に柱・梁フレームを新設	
工法概要イメージ図	施工事例	
<p>あとし工アンカー 外付けフレーム 架構 既存建物 床スラブ 増設 増設フーチング 基礎梁の増設 既存建物 基礎</p>	<p><<補強前>></p>	<p><<補強後>></p>

④ 鋼板巻き立て補強

工法概要	既存建物の柱に鋼板を巻き立てて、耐震性能を向上させる	
工法のねらい	靱性能の向上	
工事箇所	ピロティ階または一般階の柱	
工法概要イメージ図	施工事例	
<p>溶接 既存柱 鋼板 (9mm) 10cm弱 柱断面 増加 モルタル (60mm)</p>	<p><<仕上げ材の撤去後>></p>	<p><<鋼板巻き立て後>></p>

⑤ 耐震スリットの新設

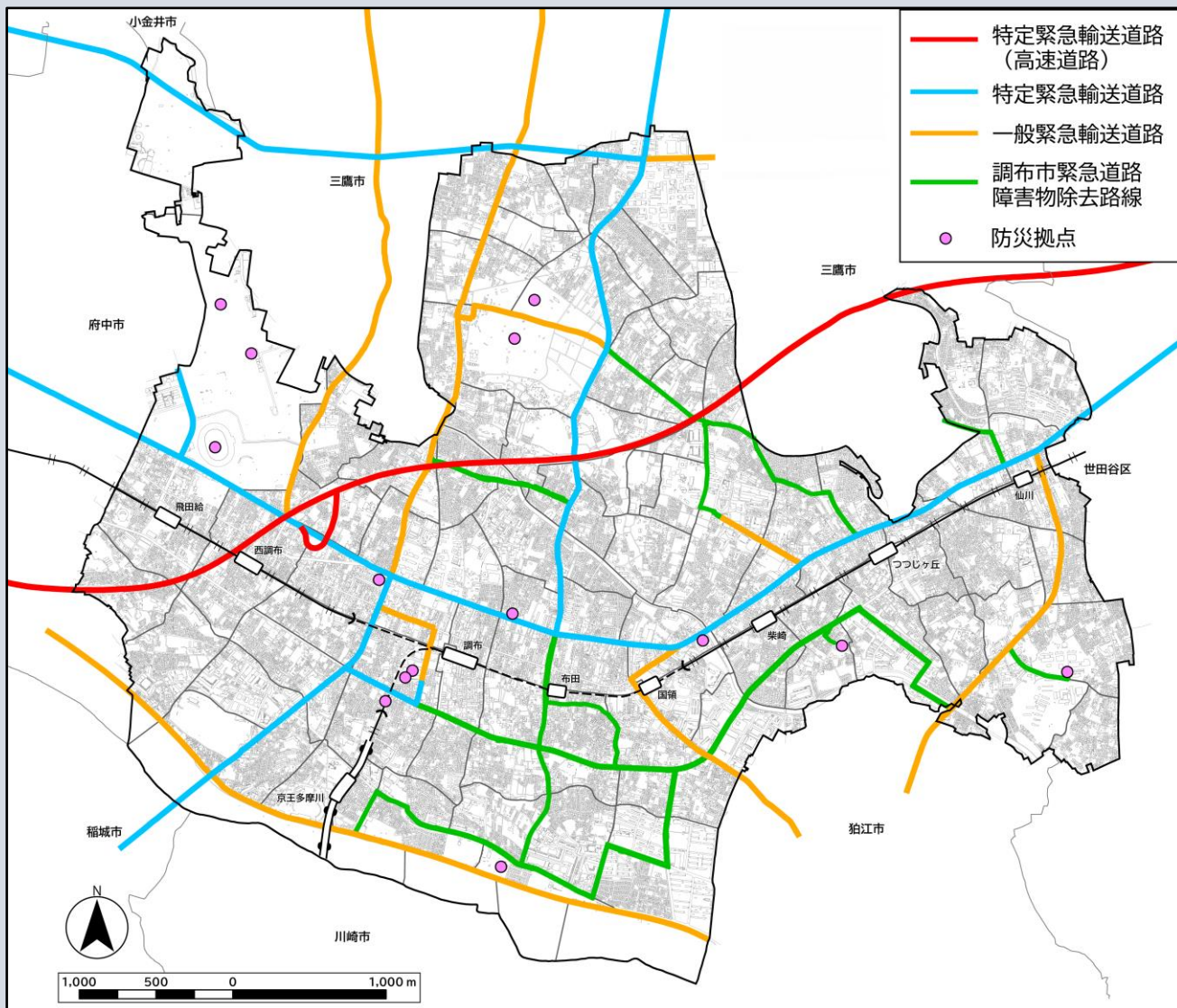
工法概要	柱に取り付く腰壁やそで壁と柱の間にスリット（隙間）を設ける	
工法のねらい	構造上のバランスの改善、靱性能の向上	
工事箇所	柱に取り付いている腰壁やそで壁	
工法概要イメージ図		
<p>梁 柱 腰壁</p>	<p>梁 スリットの 設置 柱 腰壁 スリット</p>	

※「マンション耐震化マニュアル」（国土交通省，平成26年7月改訂）より

緊急輸送道路沿道建築物への助成

調布市耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路について、地震発生時に沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐために、沿道建築物の所有者等に対して耐震診断、補強設計及び耐震改修などに要する費用を補助することにより、沿道建築物の耐震化を進め災害に強いまちづくりに取り組むことを目的とした制度です。

<調布市の緊急輸送道路図>



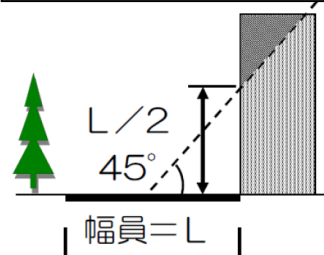
●補助の対象となる建築物 ⇒ **特定**・**一般**緊急輸送道路沿道建築物

沿道建築物とは・・・

次の3つの要件に全てに該当している建築物です。

- (1) 敷地が緊急輸送道路に接するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの
- (3) 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物
(道路幅員が12m以下の場合、6mを超える高さの建築物)

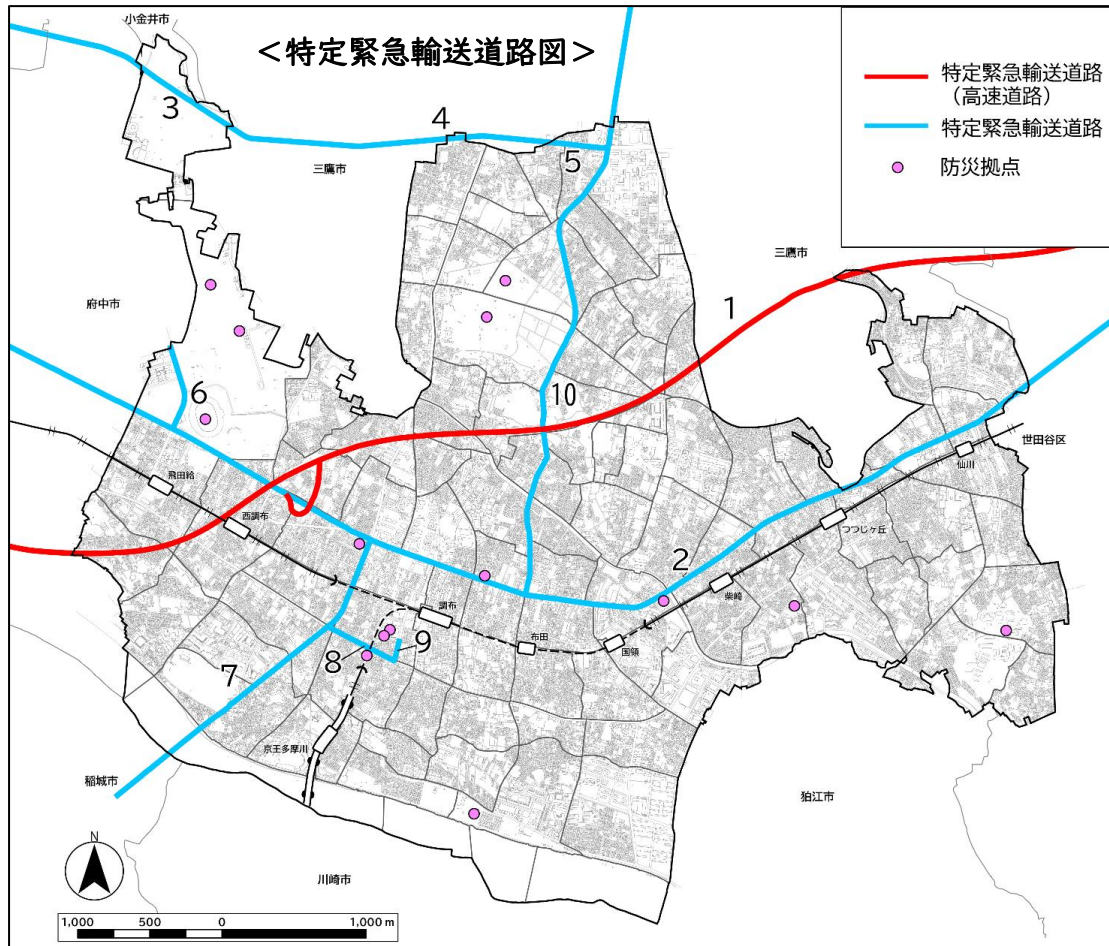
沿道建築物イメージ図



◇特定緊急輸送道路の沿道建築物への助成

特定緊急輸送道路は、下記〈特定緊急輸送道路図〉の

- | | | | |
|----------|--------|--------------|-----------|
| 1 中央自動車道 | 2 甲州街道 | 3, 4, 5 東八道路 | 6 スタジアム通り |
| 7 鶴川街道 | 8 品川通り | 9 市役所前通り | 10 三鷹通り |
- になります。



◆補強設計

《補助要件》

- 耐震診断の評定を取得し、耐震性能が十分でないと認められたものであること
- 耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（Iw 値 1.0 以上相当又は Is 値 0.6 以上相当）よう計画するものであること
- 耐震改修計画（補強設計）に係る評定を取得するもの

補助対象額（①、②のうち低い額）	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積×補助基準単価	10/10
「補助基準単価」は、次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。	
ア)延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	5,000 円/m ²
イ)延べ面積 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内の部分	3,500 円/m ²
ウ)延べ面積 2,000 m ² を超える部分	2,000 円/m ²

◆耐震改修、建替え、除却工事

《補助要件》

○耐震診断の評定を取得し、耐震性能が十分でないと認められたものであること

耐震改修：耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（Iw 値 1.0 以上相当又は Is 値 0.6 以上相当）よう計画されたものであること

建 替 え：建替え後の建物が、建築物省エネ法に基づく省エネ基準に適合すること

※耐震改修・建替え・除却のうち1事業に対して補助を行います。

(1) 耐震改修・建替え・除却

補助対象額 (①、②のうち低い額)	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積（耐震改修実施前後の小さい面積） ×補助基準単価	9 / 10
<p>「補助基準単価」は、次の区分に応じた額</p> <p>ア) 建築物 57,000 円 / m² (上限 5 億 7,000 万円)</p> <p>イ) マンション 51,700 円 / m² (上限 5 億 1,700 万円)</p> <p>ウ) 住宅 39,900 円 / m² (上限 3 億 9,900 万円)</p>	

※建 築 物：マンション・住宅以外の建築物

マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m² 以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの

住 宅：マンション以外の住宅（兼用住宅等を含む）

(2) 耐震改修・建替え・除却【Iw 値 0.7 未満相当又は Is 値 0.3 未満相当のもの】

補助対象額 (①、②のうち低い額)	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積（耐震改修実施前後の小さい面積） ×補助基準単価	9 / 10
<p>「補助基準単価」は、次の区分に応じた額</p> <p>ア) 建築物 85,500 円 / m² (上限 8 億 5,500 万円)</p> <p>イ) マンション 77,550 円 / m² (上限 7 億 7,550 万円)</p> <p>ウ) 住宅 59,850 円 / m² (上限 5 億 9,850 万円)</p>	

★占有者がいる場合の加算額（耐震改修・建替え・除却）

（加算する額は（1）で定める補助対象事業費の1/15を限度とする。）

加 算 額	
①賃貸住宅の場合	150,000 円に戸数を乗じた額
②住宅以外の用途の賃貸借の場合	
ア	占有面積が 100 m ² 未満の場合 450,000 円に件数を乗じた額
イ	占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 900,000 円に件数を乗じた額
ウ	占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,800,000 円に件数を乗じた額
エ	占有面積が 500 m ² 以上の場合 4,500,000 円に件数を乗じた額

◆工事監理

《補助要件》

○（本制度による）耐震改修、建替えに対する工事監理であること

補助対象額（①、②のうち低い額）	補助率
①実支出費	10/10
②補助対象事業費＝延べ面積×補助基準単価	
「補助基準単価」は、次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。	
ア) 延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	5,000 円/m ²
イ) 延べ面積 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内の部分	3,500 円/m ²
ウ) 延べ面積 2,000 m ² を超える部分	2,000 円/m ²

市への申し込みが必要です。詳しくは市のHPをご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045049.html>

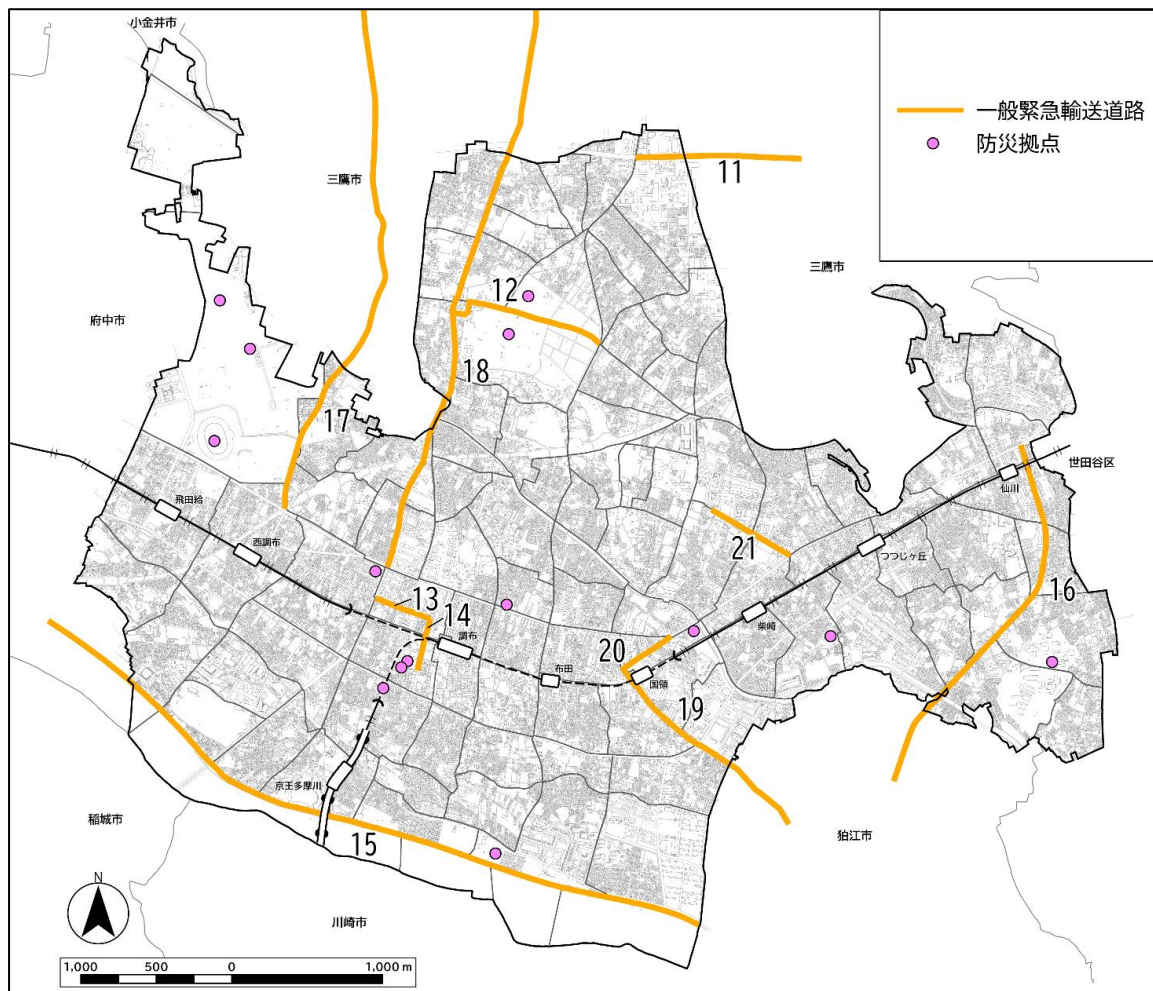


◇一般緊急輸送道路の沿道建築物への助成

一般緊急輸送道路は、下記〈一般緊急輸送道路図〉の

- | | | | |
|--------------|-------------|--------------|-----------|
| 11 東八道路 | 12 神代植物公園通り | 13, 20 旧甲州街道 | 14 市役所前通り |
| 15 国の緊急河川敷路線 | 16 松原通り | 17 天文台通り | 18 武蔵境通り |
| 19 狛江通り | 21 上ノ原通り | | |

になります。



◆耐震診断

《補助要件》

○耐震診断に係る評定を取得するもの

補助対象額 (①、②のうち低い額)	補助率
①実支出費	9/10
②補助対象事業費 = 延べ面積 × 補助基準単価	
「補助基準単価」は、次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。	
ア) 延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ²
イ) 延べ面積 1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ²
ウ) 延べ面積 2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ²

◆補強設計

《補助要件》

- 耐震診断の評定を取得し、耐震性能が十分でないと認められたものであること
- 耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（Iw 値 1.0 以上相当又は Is 値 0.6 以上相当）よう計画するものであること
- 耐震改修計画（補強設計）に係る評定を取得するもの

補助対象額（①、②のうち低い額）	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積×補助基準単価	5 / 6
<p>「補助基準単価」は、次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。</p> <p>ア) 延べ面積 1,000 m²以内の部分 5,000 円 / m²</p> <p>イ) 延べ面積 1,000 m²を超え、2,000 m²以内の部分 3,500 円 / m²</p> <p>ウ) 延べ面積 2,000 m²を超える部分 2,000 円 / m²</p>	

◆耐震改修、建替え、除却工事

《補助要件》

- 耐震診断の評定を取得し、耐震性能が十分でないと認められたものであること
- 耐震改修**：耐震改修を実施した後、耐震性が確保される（Iw 値 1.0 以上相当又は Is 値 0.6 以上相当）よう計画されたものであること
- 建替え**：建替え後の建物が、建築物省エネ法に基づく省エネ基準に適合すること
- ※耐震改修・建替え・除却のうち1事業に対して補助を行います。

(1) 耐震改修・建替え・除却

補助対象額（①、②のうち低い額）	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積（耐震改修実施前後の小さい面積） ×補助基準単価	5 / 6
<p>「補助基準単価」は、次の区分に応じた額</p> <p>ア) 建築物 57,000 円 / m²（上限 5 億 7,000 万円）</p> <p>イ) マンション 51,700 円 / m²（上限 5 億 1,700 万円）</p> <p>ウ) 住宅 39,900 円 / m²（上限 3 億 9,900 万円）</p>	

※建 築 物：マンション・住宅以外の建築物

マンション：共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの

住 宅：マンション以外の住宅（兼用住宅等を含む）

(2) 耐震改修・建替え・除却【Iw 値 0.7 未満相当又は Is 値 0.3 未満相当のもの】

補助対象額 (①、②のうち低い額)	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積 (耐震改修実施前後の小さい面積) ×補助基準単価	5 / 6
<p>「補助基準単価」は、次の区分に応じた額</p> <p>ア) 建築物 62,700 円 / m² (上限 6 億 2,700 万円)</p> <p>イ) マンション 56,900 円 / m² (上限 5 億 6,900 万円)</p>	

★占有者がいる場合の加算額 (耐震改修・建替え・除却)

(加算する額は (1) で定める補助対象事業費の 1 / 15 を限度とする。)

加算額
①賃貸住宅の場合 120,000 円に戸数を乗じた額
②住宅以外の用途の賃貸借の場合
ア 占有面積が 100 m ² 未満の場合 360,000 円に件数を乗じた額
イ 占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 720,000 円に件数を乗じた額
ウ 占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,440,000 円に件数を乗じた額
エ 占有面積が 500 m ² 以上の場合 3,600,000 円に件数を乗じた額

◆工事監理

《補助要件》

○ (本制度による) 耐震改修、建替えに対する工事監理であること

補助対象額 (①、②のうち低い額)	補助率
①実支出費 ②補助対象事業費＝延べ面積×補助基準単価	5 / 6
<p>「補助基準単価」は、次の3つの面積の区分ごとに計算して合計します。</p> <p>ア) 延べ面積 1,000 m² 以内の部分 5,000 円 / m²</p> <p>イ) 延べ面積 1,000 m² を超え、2,000 m² 以内の部分 3,500 円 / m²</p> <p>ウ) 延べ面積 2,000 m² を超える部分 2,000 円 / m²</p>	

市への申し込みが必要です。詳しくは市の HP をご確認ください。

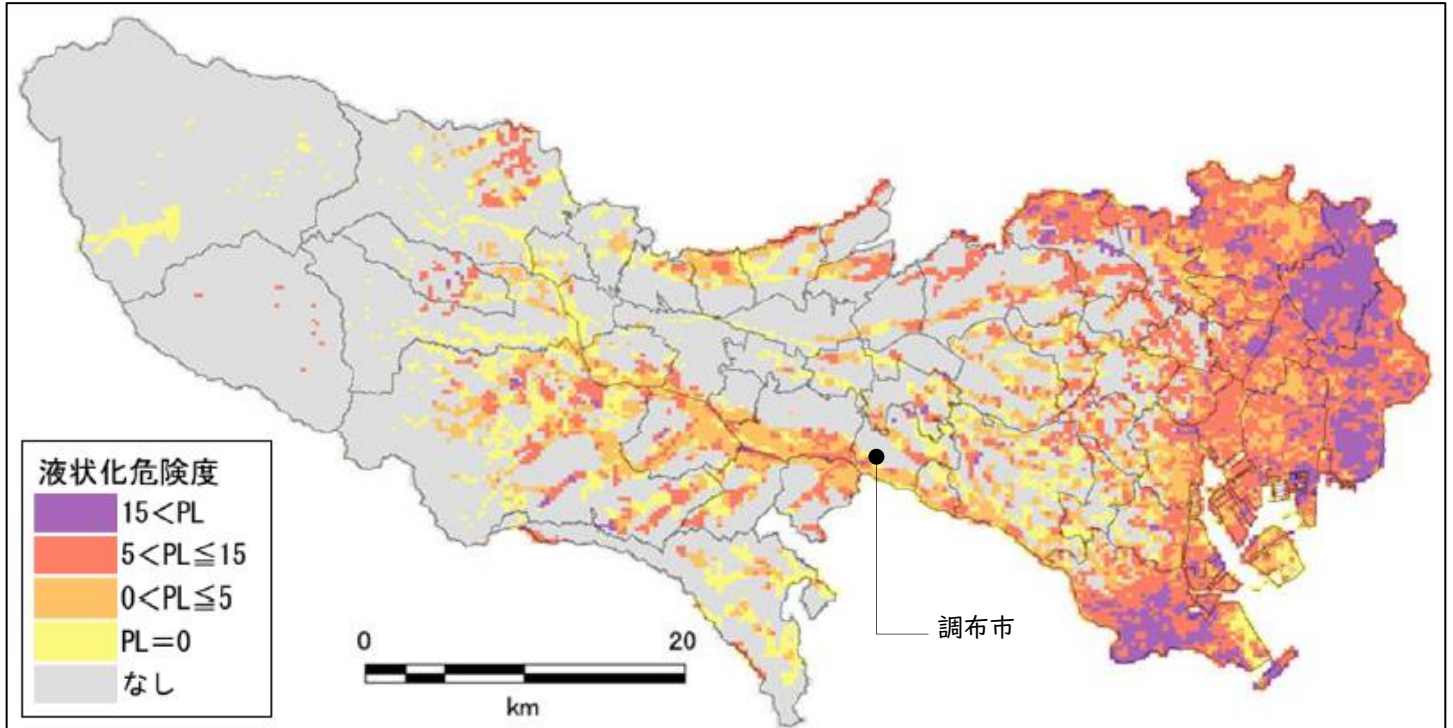
<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045049.html>



液状化対策

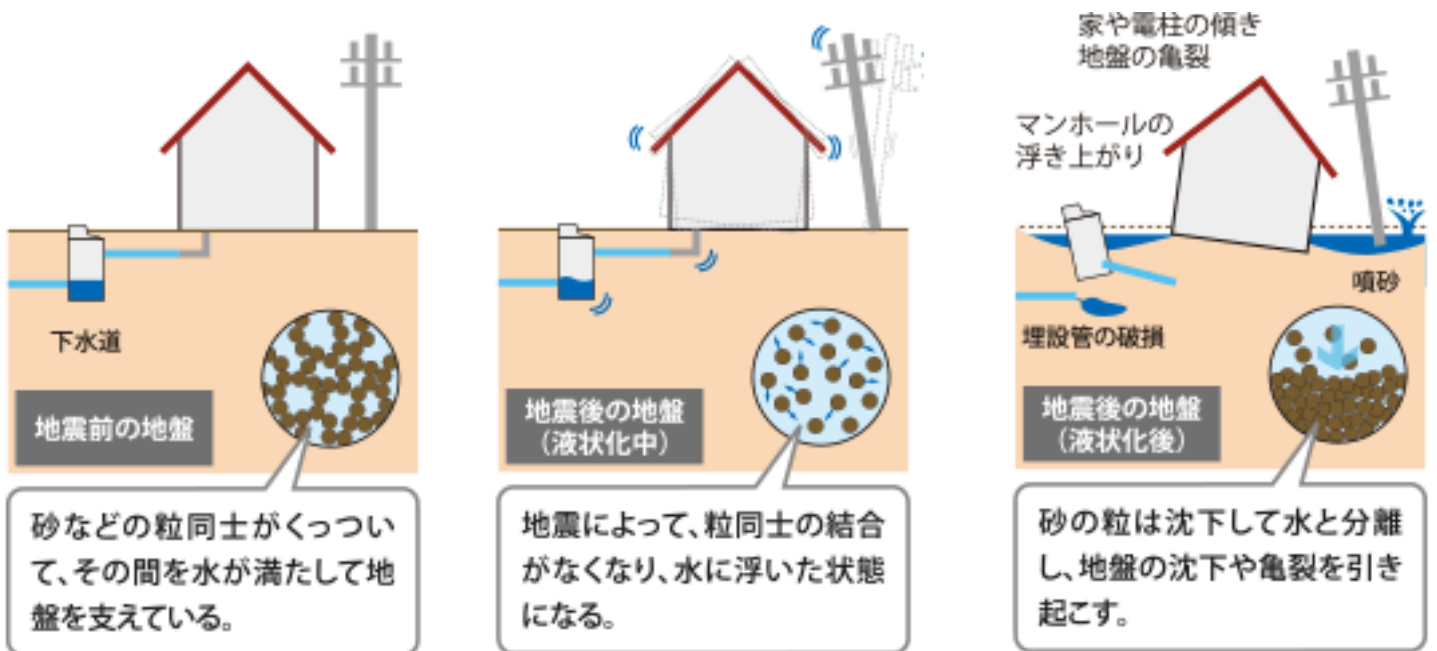
液状化対策

多摩東部直下地震（M7.3）の液状化危険度分布



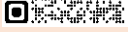
出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月25日公表）

- 起こりうるかもしれない液状化にどう備えるか検討が必要です。
- さらに詳しい調査を実施して、液状化の発生の可能性が高いとわかったら、建物被害にどのように備えていくか、きちんと検討しておきましょう。



◆東京都の液状化対策にかかる補助制度（都民向け）

■液状化対策アドバイザー制度

地震による液状化の発生の可能性や敷地における地盤の状況の把握、対策工法の選定  など、都民の皆様が液状化による建物被害に備え検討していくための「アドバイザー制度」です。

■液状化判定調査費用補助制度

住宅の新築・建替え時に行われる液状化判定調査について、費用の一部補助を行っています。

■家具類の転倒・落下・移動防止対策

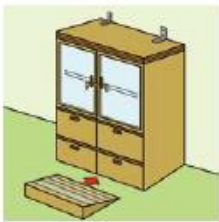
◇家具転倒防止器具等の取付け

近年発生した地震でけがをした原因の約30～50%が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

首都直下地震等が発生した場合、調布市では北部や南部などの広い範囲で震度6強、中央部で震度6弱の揺れに襲われると予測されています。震度6強では立ってることができず、固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなります。

**大地震が発生した時、大切な命を守るために
家具の転倒・落下・移動防止対策をしましょう！**

転倒防止対策



<転倒防止版>

- 家具を壁から3cm程度離して転倒防止版を差込み、上部を壁につけ傾斜させる。



<つつぱり棒>

- 転倒防止板を併用すると効果が高い。
- 家具の両端、壁側に設置する。
※家具と天井に十分な強度が必要です。



<ベルト式・金具類>

- 壁にねじ止めて固定する。
- 二段重ねの家具類は、上下を連結する。
※家具と壁面に十分な強度が必要です。

小

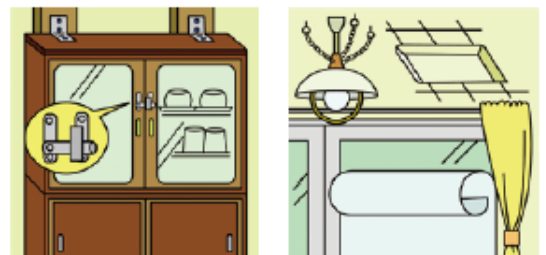


器具の効果

大

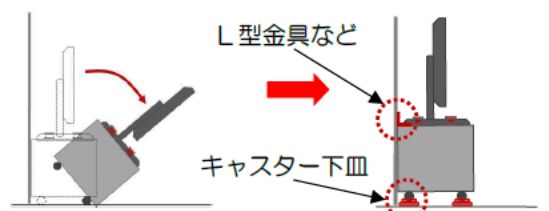
落下防止対策

- 家具の上には、できるだけ物を置かないようにし、置く場合は、滑り止め防止マットを取付ける。
- 窓や食器棚のガラス面には、飛散防止フィルムを貼る。
- 観音開きの食器戸棚などには、止め金具やチェーンなどを取付けて飛出し防止をする。
- 吊り下げ式照明器具などは、ワイヤー固定などで揺れを防止する。



移動防止対策

- テレビはできるだけ低い位置に置き、ベルト式や粘着マットで固定する。
- キャスター付きの家具類は、キャスターロックをするかキャスター受けの下皿を置く。
- ベッドやテーブルなどは、脚に滑り止め防止マットを取付ける。



出典：「家具類の転倒・落下・移動防止対策
ハンドブック」東京消防庁パンフレット

◇高齢者向け家具転倒防止器具等の取付け

調布市では家具転倒防止のため、65歳以上の高齢者向けに下記のような器具の取付けサービスを行っています。なお、器具本体と取付け補助材は自己負担となります。

●対象者：65歳以上のひとり暮らし、又は65歳以上の者のみで構成される世帯の方。

●内 容：タンス・食器棚・本棚等の家具を、家屋の柱・壁等に固定します。

・器具数量 家具1台につき2個まで

・取付家具台数 1世帯につき5台まで

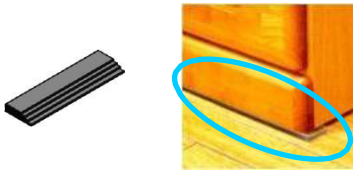



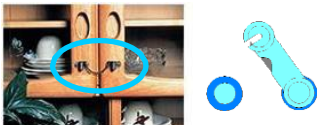
●器具の種類

・下敷きマット・つっぱり棒・チェーン敷・金具・戸棚ロック

(注) 借家の方は、下敷きマットやつっぱり棒などを除き、壁や柱に穴をあけて器具を取り付ける場合は、建物所有者または、管理者の取付承諾書が必要になります。

●費用負担：無料（器具本体と取り付け補助材は自己負担となります）

●窓 口：地域包括支援センターもしくは、高齢者支援室高齢福祉担当(市役所2階)

品名	写真	価格目安	説明	承諾書
①ストッパー式		1本 1,000円程度	食器棚やタンスの転倒、引き出しなどの滑り出しを防止。家具を壁側にぴったりつけた状態で、家具の前下部に敷いて下さい。	
②マット式 (粘着マット式)		40角4枚 2,000円程度	ゲル素材。タンス・テレビ・本棚・洗濯機などの家具や電化製品の底に。耐荷重(目安4枚当)/50kg	
③ポール式 (つっぱり棒式)		小中大 5,000円程度 特大 6,000円程度	壁や柱にネジ止めできない場合、天井との間にポールを突っ張って、固定する方法などがあります。家具と天井までの高さによりサイズが異なる。	
④ワイヤー式 (チェーン式 ベルト式)		1組 3,500円程度	家具と上部のしっかりした棧に木ネジで付けます。ワイヤーの為、③と違い目立ちませんが、ベニヤ板・合板・化粧板には板割れ・ビス抜けの為、取付不可。	取付承諾書必要
⑤扉開放防止器具		1組 1,000円程度	食器戸棚の扉が開放して食器が飛び出さないように、左右の扉をチェーンで固定し、扉の開き防止します。	
⑥L字金具		500～ 1,500円程度	金具で、壁と金具を固定。左図のように取付する柱等がない場合は、③④になります。	取付承諾書必要

■その他、地震に備えた安全対策

調布市では、建物の耐震対策のほかに以下のような支援を行っています。

◇擁壁・がけの安全化に対する支援

ようへき 擁壁やがけがある

あなたの家の周りは大丈夫？

台風や集中豪雨などによる土砂災害を未然に防ぐため、家の周りの擁壁やがけの点検をしましょう。

- CHECK! 二段擁壁になっていませんか
※擁壁が上下二段に分かれて構造が異なるもの
- CHECK! 擁壁から水がしみ出しているところはありませんか
- CHECK! 擁壁に膨らみは見られませんか
- CHECK! 樹木の根や、ツタなどが擁壁に悪い影響を与えていませんか
- CHECK! 擁壁上部から水がしみ出していないか
- CHECK! 目地に沿った亀裂は見られませんか
- CHECK! 水抜き穴はありますか
- CHECK! 地盤沈下は起こっていませんか
- CHECK! 擁壁に亀裂が入っているところはありませんか

うちはどうだろう？

専門家に相談してみませんか？(無料)

ご自宅に擁壁やがけがある方が、擁壁などの状況把握や今後の対策などの検討を相談できるよう、市が無料で専門家を派遣します。擁壁などについて心配なことがある方は、ぜひご利用ください。

出典：「市報ちょうふ」令和7年（2025年）11/20号

擁壁・がけ実態調査

調布市では、擁壁・がけ対策を重点施策としており、令和5年度から擁壁・がけ実態調査等を実施しています。実態基礎調査結果としては、市内に2380箇所の擁壁・がけ候補地があります。

令和6年度からは、この候補地について、車両が通行できる箇所はMMS調査・車両通行不可の箇所は地上レーザー計測機で、側面から高密度の点群データ（3Dデータ）を取得するとともに、取得したデータから健全度判定及び外観目視の変状確認を実施しています。

支援事業の種類

調布市では、高さ2.0mを超える擁壁・がけや、土砂災害警戒区域等の安全化に対する支援を行っています。

所有している既存擁壁の
安全性が心配

安全な擁壁に向けて
検討したいが誰に相談したら
よいか分からない



土砂災害特別警戒区域に
指定されていて、
指定解除したいが
どうしたら
よいか分からない

無料

●安全化対策を **検討中** の方へ・・・

無料

◆擁壁・がけコンサルタント派遣◆

擁壁等の専門家を派遣します！

専門家を現地に派遣し、既存の擁壁等の健全度を調査します。

調査結果を踏まえて、擁壁の築造（補強）案をご提案します。

詳しくはP30へ

◆土砂災害警戒区域等アドバイザー派遣◆

土砂災害の専門家を派遣します！

専門家を現地に派遣し、土砂災害警戒区域等の現地状況を調査します。

調査結果を踏まえて、土砂災害特別警戒区域の指定解除に向けた対策案をご提案します。

詳しくはP32へ

所有している擁壁の
安全対策をしたい

安全な擁壁を
築造したいが、工事費が
高くて悩んでいる



自宅が土砂災害特別警戒
区域に指定されていて、
指定解除の工事を
計画している

●安全化対策工事を **計画** 中の方

◆擁壁築造工事費助成金◆

擁壁の築造工事費を助成します！

2m超の安全な擁壁を新たに築造する方に対し、工事費の一部を助成します。

詳しくはP31へ

◆土砂災害対策工事費助成金◆

土砂災害対策工事費を助成します！

土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事について、工事費の一部を助成します。

詳しくはP33へ

市への申し込みが必要です。詳しくは市のHPをご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080080/p051103.html>



◆擁壁・がけコンサルタント派遣

申請期限
令和8年12月

専門家を現地に派遣し、既存の擁壁などの健全度を調査します。
調査結果を踏まえて、擁壁の築造（補強）案を提案します。

派遣対象者	<ul style="list-style-type: none"> * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人 * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人 * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者 （区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者） * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者 （所有者の持分の過半の同意が取れていること）
派遣対象となる既存の擁壁等	<p>高さ2mを超える擁壁等（擁壁又はがけ）で次の①及び②に該当し、派遣の必要があると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅又は道があるもの ② 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの
派遣の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 現地調査 現地に専門家を派遣し、目視調査を行います。目視調査は、擁壁の分類、高さ・長さの調査（測定できない場合は目測）、写真撮影を行います。 また、国のマニュアルに従って、健全度判定を行います。 ② 申請者等へのヒアリング 築造工事に向けた留意点などの説明を行います。 ③ 築造（補強）案の提案 ①と②の結果を踏まえ、築造（補強）案を提案します。 また、工事する際の課題を抽出します。 ④ 概算工事費の算出 国のマニュアルを基に、③の案で工事を行う際の概算工事費を算出します。（間接工事費及び一部の工法については算出できません）

◆擁壁築造工事費助成金（擁壁等安全化対策助成）

申請期限
令和8年12月

2 m超の安全な擁壁を築造する場合に、工事費用の一部を助成します。

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人 * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人 * 区分所有建築物の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者） * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）
助成対象となる安全化対策工事	<p>擁壁の新設工事及び築造替え工事で、次の①及び②に該当するものただし、高さ2 mを超える擁壁等（擁壁又はがけ）に限る。</p> <p>① 工事前の状態が次のいずれかの条件に該当する擁壁等であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等） ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁 ・ 劣化が著しい擁壁 ・ がけの法面が露出したままの自然がけ ・ その他崩壊の危険性があると認められる擁壁等 <p>② 擁壁等の下端から高さの2倍の範囲内に道又は住宅がある</p>

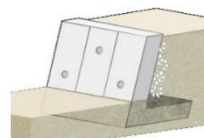
【助成金額】

区分	助成率	上限額
築造する擁壁が以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁の下端から高さの2倍の範囲内に道がある ・ 土砂災害警戒区域等内にある ・ 擁壁の高さが5メートル以上 	助成対象工事費 × 1/2	500万円
上記以外	助成対象工事費 × 1/3	300万円

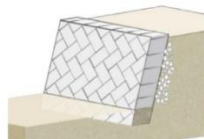
築造工事

建築基準法施行令第142条に定められた基準に適合する、擁壁の新設又は造替え工事
※高さが2 mを超える場合には、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です

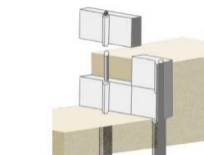
例① 鉄筋コンクリート擁壁
T型やL型の断面形状のコンクリートを設置することにより土圧を支える工法



例② 練石積み擁壁
石・コンクリートブロック等を組んで積むことにより土圧を支える工法



例③ 自立式擁壁
地面に垂直に立てた鋼管杭にコンクリート製のパネルをはめることで土圧を支える工法



専門家を現地に派遣し、土砂災害警戒区域などの現地状況を調査します。
調査結果を踏まえて、土砂災害警戒区域の指定解除に向けた対策案を提案します。

<p>派遣対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 土砂災害特別警戒区域の指定解除を前提とした安全化対策を検討している者 * 土砂災害警戒区域等にある敷地等の全部又は一部を所有する個人 * 土砂災害警戒区域等にある敷地等について土地所有者の承諾を得て土砂災害対策工事を検討している借地人 * 区分所有建築物は区分所有者の中から選ばれた代表者 (区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者) * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者 (所有者の持分の過半の同意が取れていること)
<p>派遣対象となる敷地等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害により住宅に被害が及ぶ恐れがあるもの ② 譲渡又は売買を目的とするために所有するものでないもの
<p>派遣の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 現地確認 現地に専門家を派遣し、土砂災害警戒区域等の現地確認を行います。がけの形状や状態に加え隣接する建築物等の有無など周囲の環境を確認します。 ② 申請者等へのヒアリング 申請者等にヒアリングを実施し、築造工事に向けた留意点などの助言を行います。 ③ 安全化対策の提案 ①と②の結果を踏まえ、土砂災害警戒区域等の状況及び課題を説明し、擁壁改修計画や急傾斜地対策、がけ下の建築物の安全化対策等を提案します。さらに、隣地関係者の合意形成に関する助言等を行います。

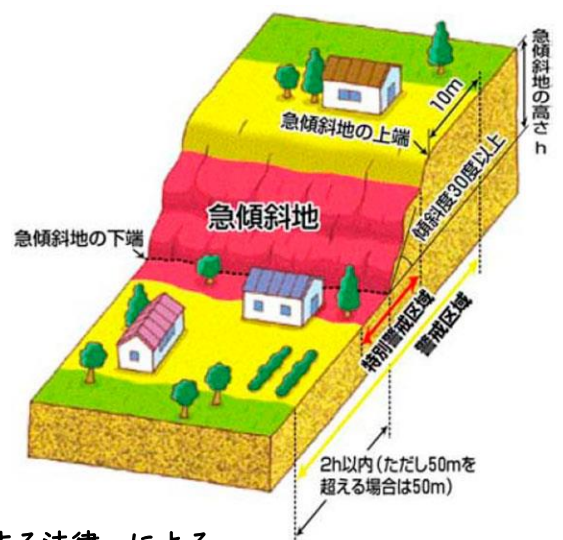
土砂災害警戒区域等とは・・・

土砂災害警戒区域(イエローゾーン) 市内 52 区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために危険の周知、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 市内 41 区域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域



※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による

◆土砂災害対策工事費助成金（擁壁等安全化対策助成）

申請期限
令和8年12月

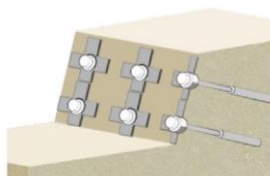
土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる対策工事に対して、工事費用の一部を助成します。

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> * 擁壁等（擁壁又はがけ）を所有する個人 * 擁壁等（擁壁又はがけ）の所有者の承諾を得た借地人 * 区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者（区分所有法による代表者又はマンション管理組合により選任された代表者） * 共同で所有する場合は所有者の中から選ばれた代表者（所有者の持分の過半の同意が取れていること）
助成対象となる安全化対策工事	<p>土砂災害警戒区域等内における土砂災害を防止するための工事で、「土砂災害防止法特定開発行為に係る技術指針（東京都）」に準拠した設計をし、工事の実施により土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定の解除が見込まれる工事。</p> <p>※土砂災害警戒区域等の指定解除には、計画時と工事完了時に東京都との協議が必要です。</p>
助成金額	助成対象工事費の1/2（上限額1,000万円）

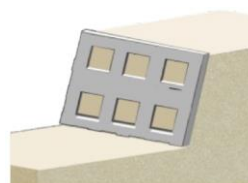
補強工事

がけの地表面等に対策工事を施し、既存の擁壁等の強度を高めることを主な目的とした工事

例① アンカー（鉄筋）の打ち付け
擁壁や斜面に杭（アンカー）を打ち込むことにより斜面の崩壊を防ぐ工法



例② 鉄筋コンクリート枠の設置
斜面に沿ってコンクリート枠を格子状に打設することにより斜面の崩壊を防ぐ工法



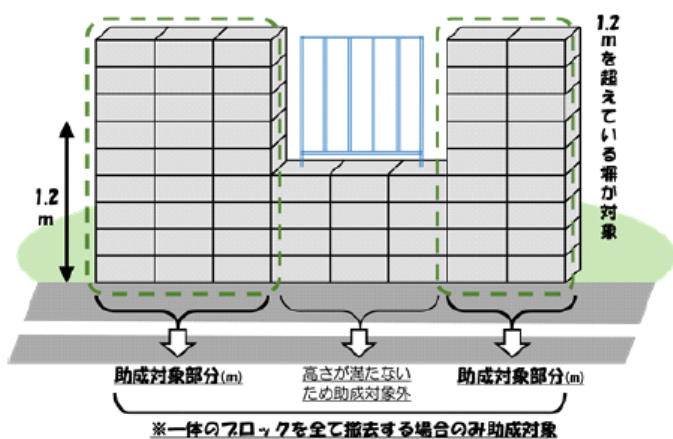
◇ブロック塀の安全化に対する支援

頻発する地震災害に備え、災害に強いまちづくりに向け、ブロック塀等の倒壊に伴う事故を未然に防止するため、撤去等工事にかかる費用の一部を助成します。

◆ブロック塀助成

助成対象の塀	道路等※に面する高さ 1.2m を超える部分があるブロック塀、石積塀、万年塀等の撤去、建て替え ※道路等：市・都・国道、通行がある水路敷など
助成額	① 撤去工事費 撤去工事費の 1/2 又は 1 万円×撤去延長 (m) のいずれか低い額 ② 新設工事費 撤去後の新設工事費の 1/2 又は 1 万円×新設延長(m)のいずれか低い額 ③ 木塀加算 上記②において木塀 (※9割以上国内産の木材を使用) を設置した場合は、助成金を追加加算 ※上①②③記いずれも上限 10 万円
助成金を受けられる者	・市内のブロック塀等の所有者

<木塀イメージ>



◆ブロック塀等の点検チェック；ポイント

みなさま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理の責任を認識し、日頃より安全点検を行うよう心掛けることが大切です。

市への申し込みが必要です。詳しくは市の HP をご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/080020/p045047.html>



◇生け垣に対する支援

生け垣は、街並みを美しくするだけでなく騒音の吸収、通風の確保、夏の強い日差しや照り返しを和らげる効果などがあります。

また、地震や火災が発生した際にも塀の倒壊や防火にも効果があり、防災上も役立ちます。

◆生け垣助成

主な条件	<p>① 生け垣の樹木の高さがおおむね 80cm 以上であること。</p> <p>② 生け垣の接道部分の総延長が 3 m 以上であること。</p> <p>③ 生け垣が接する道路の幅員が 4 m 以上であること。</p> <p>④ 生け垣の道路面にブロックなどを設置する場合は、原則として 40cm 以下の高さであること。</p> <p>※ 生垣は塀状に樹木が連なっている状態を言います。単なる植栽や花壇は対象外です。</p>
補助の金額	<p>① 生け垣の新設費用 1 m あたり 1 万円を上限</p> <p>② 既存のブロックなどの取り壊し費用 1 m あたり 1 万円を上限</p> <p>※ 新設費用、取り壊し費用とも、補助対象経費が上限に満たない場合は、その実費が上限となります（100 円未満切捨て）。</p> <p>※ 申請、設置工事から支払まで、申請年度内にすべて完了する必要があります。</p>

生け垣設置前



生け垣設置後



市への申し込みが必要です。詳しくは市の HP をご確認ください。

<https://www.city.chofu.lg.jp/070020/p040023.html>



■防災対策に対する備え

◇新たな防災気象情報について（令和8年5月下旬から）

気象庁と国土交通省は、令和8年5月下旬を予定に新しい防災気象情報の運用を開始すると発表しました。

この変更は、災害時に「いつ・どのように行動すればよいか」を、より分かりやすく伝えるためのものです。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

情報を5段階の警戒レベルと一致させます

避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルごとに住民がとるべき行動が決められています。

今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定することで、避難の判断がよりしやすい情報体系になります。

警報・注意報の情報名称にレベルの数字をつけます

災害時にとるべき防災行動をよりわかりやすくするため、防災気象情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。

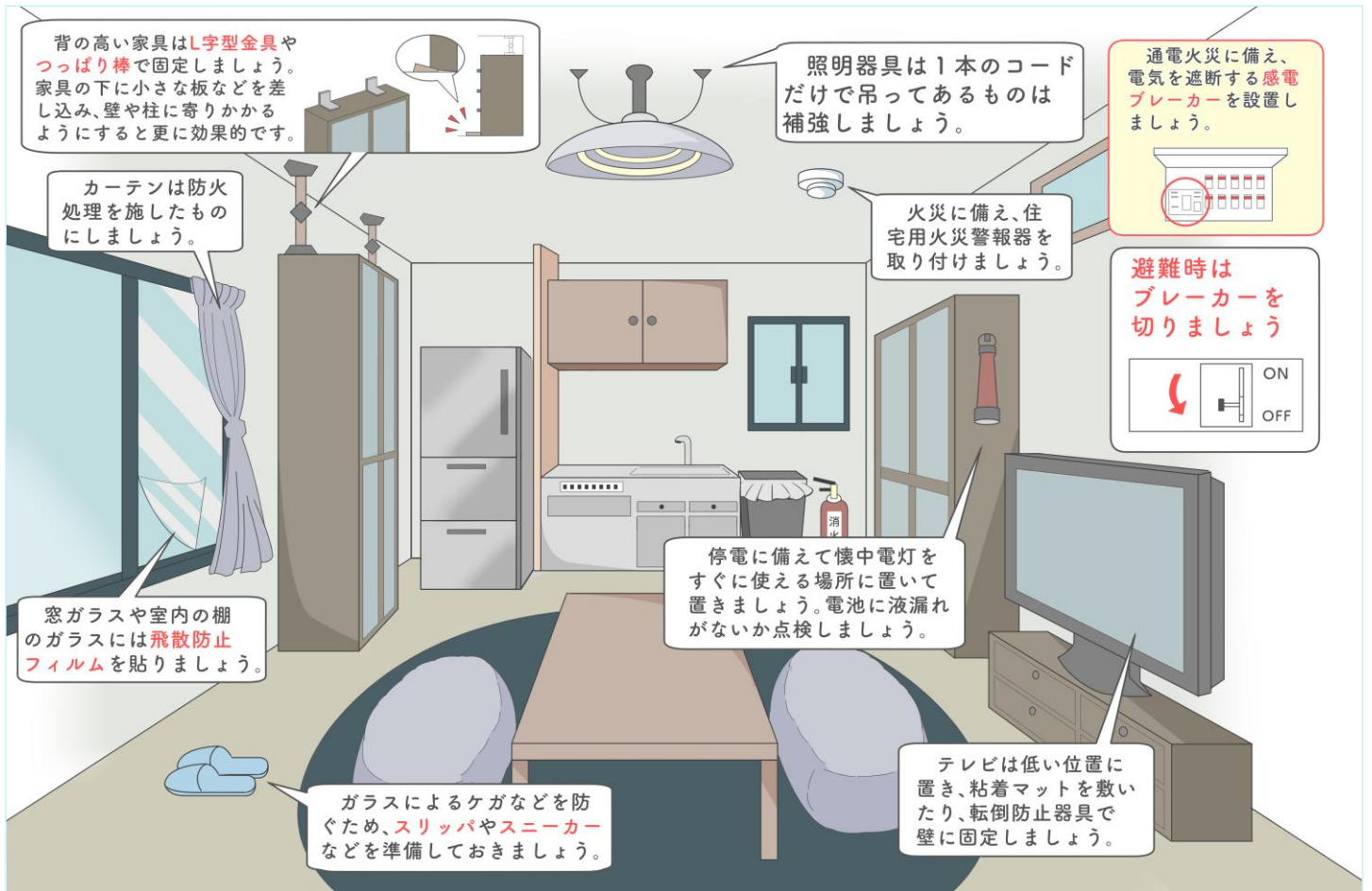
レベル3～5については警戒レベル相当の情報ですが、分かりやすさ、伝わりやすさを重視した名称となります。

「警戒レベル4相当」情報＝「危険警報」として発表されます

レベル4避難指示の発令等の目安となるレベル4相当の情報として危険警報を運用します。

(土砂災害警戒情報→レベル4土砂災害危険警報 など)

◇家の安全対策



感震ブレーカー等の設置

感震ブレーカー等の設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

また、家電製品や電源ケーブルなどの安全を確認した後に復電できるため、安心して電気の使用を再開できます。

感震ブレーカー等の電気遮断範囲

家中の電気を一括遮断

接続した機器のみを遮断

分電盤タイプ

「内蔵センサー」で遮断

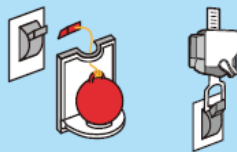


感震装置が内蔵されたもの
感震装置が外付けされたもの

特徴 感震装置が分電盤に内蔵されたもの、外付けされたものに大別される。センサーが揺れを検知し、主幹ブレーカーを落とすことで家中の電気を一括遮断する。

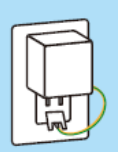
簡易タイプ

「おもり落下」で「バネ作動」で遮断



特徴 分電盤に直接設置する。おもりの落下、バネの作動によって主幹ブレーカーを落とすことで家中の電気を一括遮断する。

「内蔵センサー」で遮断



特徴 コンセントに設置する。機器のセンサーが揺れを検知し、意図的に漏電を発生させ漏電ブレーカーを作動させることで家中の電気を一括遮断する。

コンセントタイプ

「内蔵センサー」で遮断



特徴 コンセントに設置する。内蔵されたセンサーが揺れを検知し、機器に接続した電熱器具等のみを対象に電気を遮断する。

◆問合せ一覧表

名称	問合せ先
木造住宅耐震化促進事業	都市整備部 住宅課 住宅支援係 TEL 042-481-7545
分譲マンション住宅耐震化促進事業	
調布市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	
建築物における液状化対策について	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当 TEL 03-5388-3362
高齢者家具転倒防止器具等取付事業	福祉健康部 高齢者支援室 高齢者福祉担当 TEL 042-481-7150
調布市耐震改修促進計画	都市整備部 建築指導課 構造設備監察係 (構造担当・建築安全担当) TEL 042-481-7516
擁壁・がけの安全化に対する支援	
ブロック塀等撤去等工事費助成	都市整備部 住宅課 住宅支援係 TEL 042-481-7545
生け垣設置補助	環境部 緑と公園課 みどりの推進係 TEL 042-481-7083
防災対策に対する備え	総務部 総合防災安全課 防災対策係 TEL 042-481-7346
新たな防災気象情報	

問合せ先

調布市 都市整備部 建築指導課 構造設備監察係

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1 庁舎6階

電話 042-481-7514・7516・7517 FAX 042-481-6991